

平成28年10月1日現在

1. 商品名	・新型仕送りローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当庫の営業地区に居住又は勤務している個人で金庫取引が1年以上ある方 ・満20才以上60才未満で、完済時が満75才未満の方（就学期間終了時点での年齢65歳未満の者） ・勤続（営業）3年以上で継続し安定した収入が有り、かつ前年度税込年収100万円以上ある方（配偶者の年収も合算可） ・大学院、大学、短大、専修学校（学校教育法第82条の2）、予備校（1年以内）に就学するお子様を持つ保護者の方 ・全国保証㈱の保証が得られる方
3. お使いみち	・入学金、授業料、学校債、受験に伴う交通費並びに宿泊費、下宿代及び生活費等、就学にかかわる費用（3ヵ月以内の既にお支払い済のものにもご利用いただけます。）
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・300万円以内 但し、お使いみちにより限度額が異なりますので窓口、或いは渉外担当者にご相談下さい
5. ご利用期間	・最長11年6ヵ月
6. ご融資利率	・当庫所定の利率を適用させていただきます
7. ご返済方法	・お子様がお卒業後、長期に切り替えしてご返済願います
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保証㈱が保証しますので不要です 但し、連帯保証人を徴求する場合がありますのでご相談下さい
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時に収入印紙200円が必要となります ・ローンカードの再発行には、1,080円（消費税込）の手数料をいただきます ・保証料 1. 32%は金庫負担です
10. ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証（注） ・公的所得証明書 ・合格通知書、入学許可書、在学証明書などお使いみちの確認できる書類 その他必要に応じてご準備いただく場合もあります （注）健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：025-222-3111）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご

平成28年10月1日現在

	<p>利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）— もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型仕送りローンは、お子様が在学中は仕送りローンカードで当庫のキャッシュコーナーの他、全国の信用金庫又は、都市銀行、地方銀行でもご利用いただけます ・ お子様卒業後は、貸越となった金額を長期に切り替えしてご返済いただけます ・ 当貸契約から証貸契約に切り替える際、団体信用生命保険に加入していただきます。（但し、告知事項があり、生命保険会社にて加入を謝絶した場合不加入の取扱いとします。）加入した場合、契約者が死亡・高度障害となった場合残債務相当額を保険金として受領できます。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい